

横浜市立横浜総合高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

平成 29 年 10 月 31 日改定

令和 5 年 3 月 31 日改定

令和 8 年 3 月 31 日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

①横浜市の基本理念

すべての生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。生徒が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

生徒は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

②横浜総合高校の基本理念

- ・いじめはどの集団にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめを防止するには、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、学校全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・生徒の健全育成を図り、いじめのない生徒社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、大人がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない生徒社会の実現に努める。

③いじめ防止基本方針の目的

横浜総合高等学校の基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない

社会の実現を目指すことを目的とする。

④いじめ防止に向けた方針

生徒のいじめを防止するために、学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- ・生徒が主体となっていじめのない生徒社会を形成するという意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

- ・いじめは、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- ・相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

校長・校長代理・副校長・生徒指導主任・養護教諭・人権教育推進委員・特別支援コーディネーター

※ 状況に応じて、年度部主任、担任、心理（スクールカウンセラー）、福祉（スクールソーシャルワーカー）の専門家、外部の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

①「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

②校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境を作る。

- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。

- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保

護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめほどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラムに、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。

加えて、『いじめ』根絶！横浜メソッド」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること。このため、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する。あわせて、いじめ解決一斉キャンペーン、アンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて

適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- 少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも三か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する。

(5) 教職員等への研修

『「いじめ」根絶！横浜メソッド』を活用し、生徒の心理や、行為・行動の背後にある生徒同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的実施する。

(6) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みを推進する。

(7) 取組の年間計画

4月：いじめ防止職員研修会、生徒情報交換会 教育相談	10月：
5月：いじめ防止キャンペーン いじめ早期発見のための記名式アンケート	11月：いじめ防止キャンペーン、第2回いじめアンケートの実施、生徒対象人権研修会
6月：生徒情報交換会 アンケート結果による実態の把握	12月：アンケート結果による実態の把握、職員研修、9生徒情報交換会
7月：教育相談 横浜こども会議	1月：
8月：専任教諭夏季研修、横浜こども会議	2月：学校いじめ防止基本方針の見直し
9月：教育相談	3月：教育相談

※いじめ防止対策委員会は、毎月開催する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目し

て判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査を実施）

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。（質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会の指導を仰ぎつつ、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(4) 生徒・保護者への報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 いじめ重大事態の再発防止策

(1) 生徒理解

- ①生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり
- ②生徒が SOS を発信しやすい仕組みや環境づくり
- ③生徒一人ひとりの心理や特性を見出す生徒理解の促進
- ④生徒一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

(2) 校内生徒支援体制の充実

- ①道徳教育、人権教育の充実
- ②課題解決に向けた組織的な対応力の向上
- ③生徒指導専任教諭の体制強化と育成
- ④校長のマネジメント力強化と、生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上
- ⑤学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底
- ⑥「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

(3) 保護者との関係構築

- ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
- ②保護者からの相談への組織的な対応

(4) 生徒の視点に立ったいじめ防止対策

- ①いじめの対応において当該生徒の意見をよく聞いたうえで対応を検討・実行する
- ②生徒一人ひとりが、いじめ防止のためにできる行動を考え、生徒会本部役員を中心に学校全体の取り組みを考え、実行する。
- ③教職員はいじめ防止について考え、その意見を発信する機会を設定する。

令和7年度の取り組み

生徒会本部役員において、全校生徒が安心して学校生活を送ることができるように話し合い、「生徒会だより」などで啓発・発信した。